

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人宇品メンタルクリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市南区宇品西三丁目 1 番 45-4 号 クリニックモール宇品
- (3) 設立認可年月日 平成 25 年 9 月 5 日
- (4) 設立登記年月日 平成 25 年 9 月 20 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山本 修	宇品メンタルクリニック 管理者
理 事		
同		
監 事		

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	宇品メンタルクリ ニク	広島市南区宇品西三丁目 1 番 45- 4 号 クリニックモール宇品	一般病床 0 床
			療養病床 0 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当業務なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当業務なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 5 月 28 日 令和 3 年度決算の決定

令和 5 年 3 月 31 日 令和 5 年度役員決定

令和5年3月31日 令和5年度役員決定

様式 2

法人名 医療法人宇品メンタルクリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市南区宇品西三丁目1番45-4号 クリニックモール宇品

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	145,503 千円
2. 負 債 額	13,814 千円
3. 純 資 産 額	131,689 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	133,988
B 固 定 資 産	11,515
C 資 産 合 計 (A+B)	145,503
D 負 債 合 計	13,814
E 純 資 産 (C-D)	131,689

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人宇品メンタルクリニック

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

所在地 広島市南区宇品西三丁目1番45-4号 クリニックモール宇品

貸借対照表
(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	133,988	I 流動負債	12,138
II 固定資産	11,515	II 固定負債	1,676
1 有形固定資産	6,495	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	740	負債合計	13,814
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	4,280	純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	10,000
		II 積立金 (うち代替基金)	121,689
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	131,689
資産合計	145,503	負債・純資産合計	145,503

様式4-2

法人名 医療法人宇品メンタルクリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市南区宇品西三丁目1番45-4号 クリニックモール宇品

損 益 計 算 書
自 令 和 4 年 4 月 1 日 至 令 和 5 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	124,363
2 事業費用	91,165
本来業務事業利益	33,198
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	33,198
II 事業外収益	432
III 事業外費用	28
経常利益	33,602
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	33,602
法人税等	5,866
当期純利益	27,736

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人宇品メンタルクリニック
所在地 広島市南区宇品西三丁目1番45-4号 クリニックモール宇品

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長〇〇〇〇〇〇の配偶者が代表取締役である法人。

(注) 2. A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監事監査報告書

医療法人 宇品メンタルクリニック
理事長 山本 修 殿

私は、医療法人宇品メンタルクリニックの令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月28日

医療法人 宇品メンタルクリニック
監事 XXXXXXXXXX